

放射性廃棄物等の持込拒否に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、放射能の影響から村民の命と生活を守り、次世代を担う子どもたちに、美しく豊かな自然と安心して暮らせる生活環境を残し、自然と調和した地域の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「放射性廃棄物等」とは、原子力発電所から発生する使用済燃料や使用済燃料を再処理する過程で生まれる放射性廃棄物をいう。

(基本施策)

第3条 宇検村は、放射性物質等の処分、保管及び研究に関するすべての施設の建設を拒否する。

2 宇検村は、いかなる場合も放射性物質等の村内持ち込みを拒否する。

(立場の公表)

第4条 宇検村は、第1条の目的を達成するため、国及び関係機関に対し、前条の基本施策を通告してその立場を明らかにする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

(附則)

この条例は、公布の日から施行する。